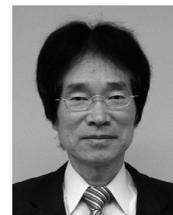


高齢化社会における知財業務の 処方箋を模索して



会員 板谷 康夫

要 約

「高齢化社会における知財業務の処方箋を模索して」と題して、知財業界の変遷、弁理士業界の今昔、今の若い世代の弁理士に向けてのメッセージ、特許事務所の世代交代、地方知財の課題と今後の業界将来像、高齢化社会を支える技術の取扱等について、私論を綴った。

目次

1. はじめに
2. 知財業界の変遷
3. 弁理士業界の今昔
4. 今の若い世代の弁理士に向けてのメッセージ
5. 特許事務所の世代交代
6. 地方知財の課題と今後の業界将来像
7. 高齢化社会を支える技術の取扱等
8. まとめ

こうした我が国の知財業務の縮小は、景気の停滞のせいもあるが、それよりも、かつての知財に対する行政や司法の取り込み、さらには出願人自身やその代理人に原因があったと言わざるを得ない。すなわち、政府が知財立国を標榜しながらも、細切れ権利を付与（取得）し、権利の無効判断が頻出し、いずれもが我が国の知財価値を悉く低下させるものであった、と思う。また、侵害訴訟での損害賠償においては権利者勝訴率が極めて低ばかりか、米国のような懲罰的罰則がなく、勝訴したとしても賠償額は極めて低額である。これでは、ライセンス許諾を受けようとするインセンティブが働かないのは当然であろう。

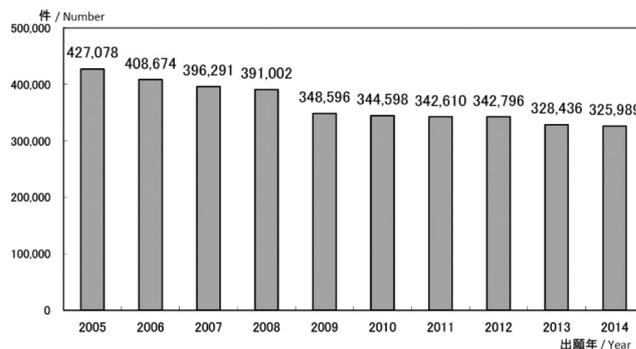
1. はじめに

我が国は、1990年半ばを境に生産年齢人口の減少局面に突入し、今や、団塊の世代の定年退職者の増加と就業者数の減少により世界でも稀にみる高齢化社会になり、構造的な内需縮小社会になった。知財業務も、そのような社会構造の変化と密接な関係があるが、本稿では、明るい将来を見出すための方策を考察したい。

2. 知財業界の変遷

日本の知財に係る権利取得業務、中でも特許出願件数は、バブル崩壊とされる1993年以降も漸増し、ピーク時の2000年には年間44万件程に達した。その後、出願件数は、年間40万件程を維持したものの、下記図表1⁽¹⁾に示されるように、2005年以降は微減し続け（注：リーマンショックは2006年）、2014年には32万件程までに減少し、その後も微減している。我が国は、かつての世界一の特許大国から今や中国、米国に次ぐ第三位となった。知財訴訟件数についても、2013年に中国9,680件、米国6,448件であるのに対し、日本は552件と極めて少ない⁽²⁾。

図表1 ◎ 特許出願件数の推移（2005-2014）
Chart1: Changes in the Number of Patent Applications (2005-2014)



引用：特許庁「国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状」

3. 弁理士業界の今昔

弁理士業界、なかでも弁理士数の推移をみると、1990年代は弁理士数3,000人台、試験合格者は毎年100人前後であったが、2002年の政府の司法制度改革により弁理士を大量増員することになり、下記図表

2⁽³⁾に示されるように、毎年の試験合格者は漸増し2005年には700人を超え、2013年には弁理士数は1万人を突破した。実に、ここ10数年で弁理士数は3倍程に増大したのである。上述した知財業界の変遷と照らし合わせると、2006年以降、特許出願件数は減少一途であるのに対し、弁理士数は大幅増員一途であった。当然ながら、2000年頃までは企業（出願人）が弁理士を求めているのに対して、今や弁理士が顧客（仕事）を求めるようになった、と思う。“適度な”競争原理が働くことは、優れたサービスを提供できることから、顧客にとっても弁理士にとっても好ましいことであろう。しかしながら、“過当な”競争に陥ると、どのような業界でも言えることであるが、不適正な価格競争に陥る、または不要不急な仕事を作り出すこともあり、双方にとってWin - Winとは言えない状態に成り易いであろう。また、弁理士資格が魅力あるものでなければ、弁理士試験受験者も減少し（現に減少している）、優秀な若手人材がこの業界に入ってくる惧れもある。

4. 今の若い世代の弁理士に向けてのメッセージ

上記のように権利取得や権利活用を含む知財業務量が減少の一途であるのに対して、弁理士数が激増した結果、一弁理士当たりの業務量が減り、若い世代の弁理士が各種知財業務を十分に経験する機会が乏しくなっているように思う。そのため、若手弁理士が開業（起業）して一国一城の主になるハードルが高く、弁理

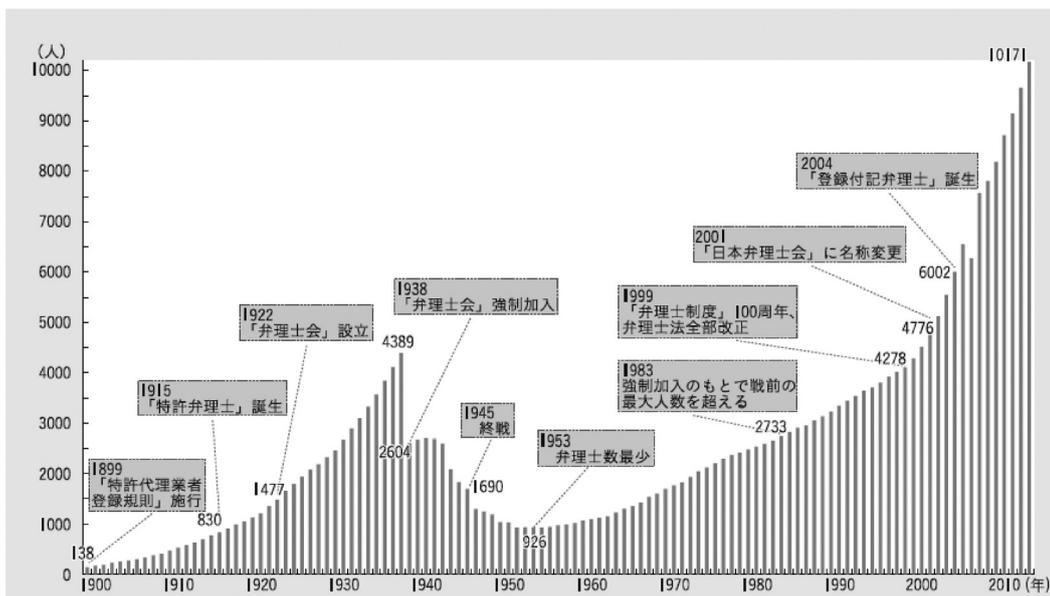
士資格の魅力が薄れているように思う。しかしながら、この現状を、ただ嘆いているだけでは問題は解決しない。

その解決策は、知財業界として、秩序ある適正な競争原理のもと、業務の幅を広めると共に深め、かつ全体の仕事量、パイを増やすことに努めることであると思う。さらに、一部の富裕な老舗弁理士事務所が一人勝ちするのではなく、可能な限りパイを多くの若手弁理士に分配し、資産シフトと共存共栄を図るべきと思う。若手弁理士は、自身の専門分野を明確にし、来るべき仕事に対し十分なる専門性あるサービスを顧客に提供できるように、実務研修や自己研鑽に努め、また日本弁理士会の会員研修に積極的に参加されるようお勧めする。また、日本弁理士会の活動の活性化のためにも、役員・組織のより一層の若返り（世代交代）が必要であり、若手弁理士の積極的な会務への参加を期待したい。

5. 特許事務所の世代交代

弁理士の年齢構成をみると、試験合格者の平均年齢が40歳前であることから、全体弁理士数が増加しているにも関わらず、平均年齢は略50歳で推移している。また、弁理士登録年数が10年に満たない弁理士が過半数を占め、弁理士数が直近10年で倍増しているにも関わらず、特許事務所数は40%程度の増加に留まっている。これは、特許事務所や会社に勤務する弁理士が増えていることを示し、特許事務所の世代交代

図表2 弁理士数の推移（制度発足～2013年）



引用：日本弁理士会「弁理士の実態」

は、それなりに自然と進んでいると思われる。ただ、依然として特許事務所数に対する弁理士一人事務所は、2013年時点で60%以上と多い。知財業務は、一旦顧客から仕事を引き受けると10年乃至20年先まで責任をもって管理する義務が生じる。従って、弁理士は生涯現役で仕事ができる素敵な職業であるとは言え、顧客に対して責任ある体制を取る必要がある。

6. 地方知財の課題と今後の業界将来像

我が国は、政治、経済、社会の全てが東京に集中し、人・物・金の東京への一極集中に拍車がかかって留まらない。政治は政治で、地方分権と言いながらも、縦割り組織のまま小手先で行っているに過ぎない。多くの企業もそうであるし、生産現場を海外に移して国内は空洞化した（一部には国内回帰も聞かす）。そのような流れと人口の高齢化に伴い、地方は衰退し疲弊している。今こそ長期的な視点で歪みのない国造り・企業造りを目指すリーダーが出現することを期待したい。国全体が地方分権を進め、かつ「地産地消」の方針をもって強く推進すべきと思う。

知財業務も、然りである。現在の弁理士分布を見ると、関東に63%、近畿に19%、東海に9%と、三大都市圏に90%が集中している。近畿も東海も地方知財である。地方知財の活性化に、情報技術(IT)、ネットワークを駆使することが大きなツールになると思う。現実には、これらツールを利用して東京に仕事を吸い取られているようにも思うところも有るが、皆が地方のことは地方でと寛大な気持ちを持つようにしたい。特許事務所のロケーションも、自然豊かな緑溢れる、居住費や通勤費の比較的安価な地方に置き、若手弁理士が地方に分散できるようになることを期待したい。また、地方の地場産業等が知財に関心を持って地域ブランドを育てるように、知財開拓することも必要であろう。

7. 高齢化社会を支える技術の取扱等

我が国の人口の高齢化は、先進国のなか世界で先頭を走っている。「デフレの正体」の著者：藻谷浩介氏⁽⁴⁾によれば、日本では、生産年齢人口減少→構造的な供給過剰→商品サービスの単価低下という現象が続いている。資源のない日本がモノ造り技術の革新により世界の最先端に有り続けて外貨を獲得することが必要であることは勿論のこと、獲得した外貨を国内で回す、

つまり成長分野へ投資(内需振興)しなければ、生産年齢人口減少に伴う内需縮小という日本の構造問題は解決しない。また、将来、2030年頃からは中国を含むアジア各国も凄まじい勢いで人口成熟期に突入する。日本で儲けられる企業を育てることで、高齢化するアジアに将来像を示すことが日本企業の使命である、と唱えられている。

知財分野においても、上記と同様の処方箋が適用できると考える。高齢化社会を支えるための技術開発・インフラ整備に投資することは、これから益々重要になってくる。その中でも、人工知能(AI: artificial intelligence)技術、ビッグデータ処理技術が中心になり、車の自動運転、ロボット、医療や介護、金融等、幅広い産業分野での展開が図られると思われる。“人工知能は人間を超えるか”が議論されているが、例えば、センサ信号等の各種情報処理技術の高度化により、AIを用いた車の自動運転は、高齢者による運転よりも安全であると言われている。参考までに、人工知能技術の俯瞰図表³⁽⁶⁾を下記に示す。

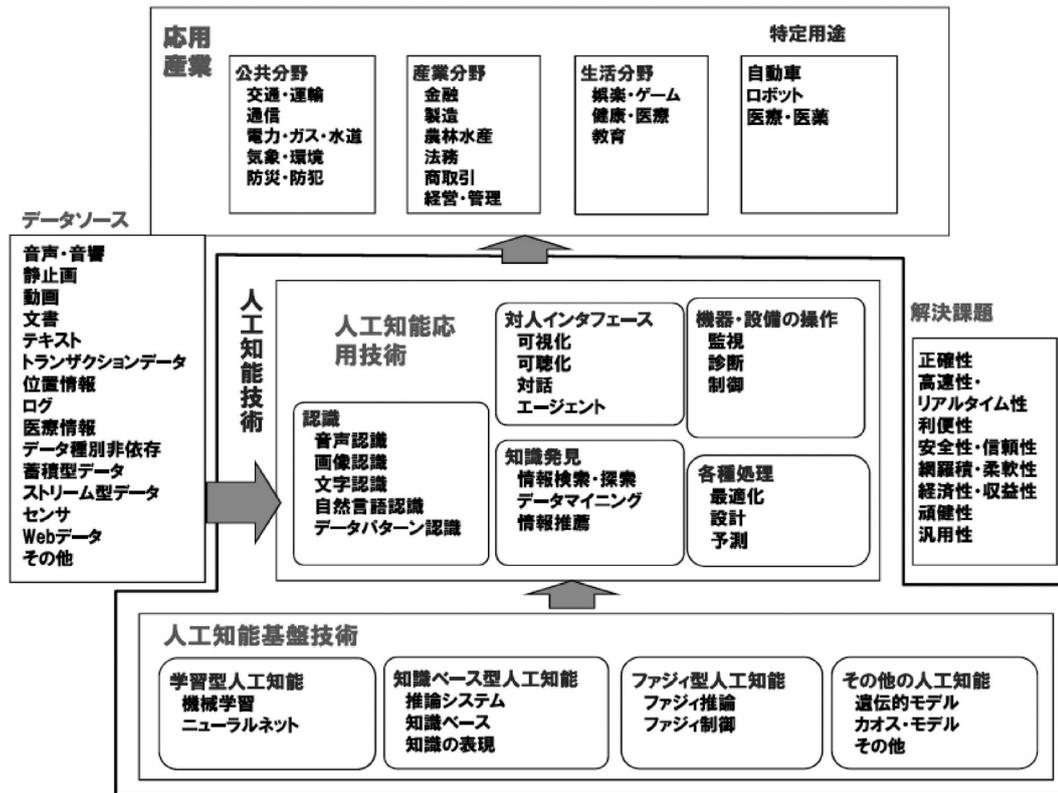
これらの技術分野において、ノウハウとなるものは社外秘として特許出願することなく機密文書とすべき場合もあり得るが、1, 2年後に商品化されノウハウとして保持し得ないものは、積極的に権利化して優位性を確保すべきであると思う。国際特許出願のデータによれば、AI技術、ビッグデータ技術分野では、米国やEUが先を走っており、日本は後塵を拝している。しかしながら、日本特許庁での審査の質とスピードは、今や世界一と言えるから、まずは日本に出願し、それを基礎に外国出願することが望ましいと思う。今、世界の政治は、グローバル主義よりも国益重視の保護主義が台頭して来ているが、知財分野では、一方に偏ることなく国際的な標準化を目指すべきであろう。

若手弁理士は、上述したような現在及び将来社会に必要な新規な技術分野を学習して企業経営に対して有効な指針を提供することができるように努めることが肝要であると思う。また、将来的には、AI技術を駆使して明細書を作成したり特許審査をする時代が到来する可能性も有ることを考慮して対処しておくべきであろう。

8. まとめ

以上のように、高齢化社会において、また、高度情報社会において大いなる成長が期待される技術分野

図表 3 人工知能技術の俯瞰図



引用：特許庁「平成 26 年度特許出願技術動向調査報告書 人工知能技術」

で、若手弁理士は活躍の場が十分に有ると考える。その活躍如何が、世界の中での日本の将来が掛かっていると云っても過言ではない、と思う。

【参考文献・出典】

(1) 特許庁「国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状」

- (2) 一般財団法人知的財産研究所「平成 26 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書」
- (3) 日本弁理士会「弁理士白書」平成 26 年（2014 年）
- (4) 「デフレの正体」著者：藻谷浩介氏 角川書店
- (5) 特許庁「平成 26 年度特許出願技術動向調査報告書 人工知能技術」

(原稿受領 2017. 1. 5)